

沖縄県建設産業ビジョン推進事業委託業務仕様書

1 業務名

沖縄県建設産業ビジョン推進事業委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

3 業務の目的

沖縄県では、平成30年3月、建設産業の活性化に向けた取り組みを推進するため、「沖縄県建設産業ビジョン2018」（以下、「ビジョン2018」という。）を策定し、平成30年度から令和4年度までの5年間を前期、令和5年度から令和9年度までを後期と位置づけ、関係団体等と連携して各種施策（アクションプログラム）に取り組んでいるところである。

本業務では、県内建設産業の現状及び課題の情報収集並びにアクションプログラムについて検証を行い、実効性の確保を目指す。また、建設産業の将来の担い手の確保に向け、建設産業の魅力を広く一般に向けて情報発信する取り組みを行う。

4 業務概要

- (1) 「ビジョン2018 及びアクションプログラム（後期）」の進捗確認、検証に関する業務
- (2) 「建設産業の魅力発信に向けた取組」に関する業務
- (3) 「各種会議及び委員会」の議事運営に関する業務

5 業務内容

- (1) 「ビジョン2018 及びアクションプログラム（後期）」の進捗確認、検証に関する業務

- (2) 「建設産業の魅力発信に向けた取組」に関する業務

① 建設現場親子バスツアーの企画及び実施

一般県民に広く建設産業の魅力をPRするため、県内の建設現場等を見学・体験するバスツアーを企画・実施する。

※参加人数、規模・開催回数（複数回提案する場合は、1回は離島での開催を提案すること）等は企画提案による。

【実施内容】

- ・ 場所、内容、行程等バスツアーの企画及び実施（参加者受付を含む）
- ・ 広報計画の策定及び実施
- ・ ツアー終了後のアンケート調査等の実施

② 小中学校出前講座の企画及び実施

将来の担い手確保のため特に離島の小学校高学年から中学生向けに、建設業への興味や理解を深めるための出前講座を開催する。

※実施予定校は、粟国小学校、与那国町立久部良中学校。

【実施内容】

- ・ 講座内容の企画及び実施（各学校等との連絡調整を含む）
- ・ 講座修了後のアンケート調査等の実施

③ 女性技術者交流会の企画及び実施

建築又は土木学科等に在籍する女子高校生と建設業に従事する女性技術者との交流会を企画・実施する。

※参加人数、規模・開催回数等は企画提案による。

【実施内容】

- ・女性技術者交流会の内容等の企画及び実施（各学校等との連絡調整を含む）
- ・交流会終了後のアンケート調査等の実施
- ④ イベントへの出展・出展内容の企画
 - ア おきなわ建設フェスタへの出展
 - a ブースの出展（2小間以上）
※内容等の企画、実施、終了後のアンケート等一切の業務含む。
 - b 体験コーナーの設置
※内容等の企画、実施、参加者受付に関すること、終了後のアンケート等一切の業務含む。
 - c 学校等への支援
出展を希望する学校2校以上に、出展等に係る支援を行うこと
 - イ おきなわ技能フェスタへの出展
フェスタ来場者に建設機械（建設機械1台以上、種類は問わない）の試乗体験をさせること。ただし、当該フェスタの開催規模に応じて内容の変更は可能。
※主催者への開催確認、内容等の企画、実施、参加者受付に関すること、終了後のアンケート等一切の業務含む。
- ⑤ 建設産業の魅力をPRする動画の活用
上記①～④の取組の中で建設産業の魅力をPRする動画等を活用するとともに、その他の活用方法について検討し実施する。
- ⑥ その他建設産業の魅力発信に向けた取組（任意）
上記①～⑤の他に建設業の魅力発信に向けた取組を行う。

※ マスコミやSNS等により、実施内容を多くの県民へ周知することも含まれる。

(3) 「各種会議及び委員会」の議事運営に関する業務

① 建設産業ビジョン推進実施団体会議の設置及び開催

ビジョン2018アクションプログラム（後期）実施団体等を構成員とする実施団体会議を設置、開催する。

② 建設産業ビジョン推進委員会の設置及び開催

学識経験者、関係団体等を構成員とする推進委員会を設置、開催する。

※本業務は、上記会議等の開催に関する事前調整（委員就任・日程調整等）、会議資料作成、議事進行、議事録作成等一切の業務を含むものとする。なお、会議等の構成員の数は各10名程度を想定している。

※必要に応じ、実施団体会議と推進委員会の合同会議を行う。

6 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せを実施する。なお、原則的には月1回とし、その他必要に応じて随時実施する。また報告及び打合せには、本業務を監理する立場の者と担当者が参加する。

7 著作権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務に当たり第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用を持って処理する。

8 成果品

成果品として、以下のものを納品する。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 推進事業実施報告書（A 4 版） | 30 冊 |
| (2) 上記 (1) の電子ファイル（CD-R） | 1 枚 |

9 その他

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与または閲覧可能である。
- (2) 本仕様書の記載内容は企画提案のために作成したものであり、実際の委託業務の実施にあたっては、協議の上、内容を変更することもある。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (4) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、県及び受託者で協議の上決定する。